

がいようばん
概要版

かがやき はすだプラン

はすだしだい じしやう しゃきほんけいかく
蓮田市第3次障がい者基本計画

はすだしだい きしやう ふくしけいかく はすだしだい きしやう じふくしけいかく
蓮田市第7期障がい福祉計画・蓮田市第3期障がい児福祉計画



れいわ ねん がつ
令和6年3月

はすだし
蓮田市

計画策定の目的

「かがやき はすだプラン」は障がい者一人ひとりの心身の状況や個別のニーズに応じた福祉サービスと福祉施設の充実や、障がい者の共有する権利の実現の推進、社会活動への参加や就労機会の拡大、社会的、経済的な自立の推進を目指し策定するものです。
法制度及び国の基本指針や、地域の障がい者の実情を踏まえて障がいのある人もない人も、全ての人が安心して暮らしていける地域共生社会の実現を目指しています。

計画の位置づけ・計画期間

この計画は、本市の障がい者施策の基本となる計画であり、障害者基本法第11条第3項に規定される「市町村障害者計画」です。
また、本市の最上位計画である「蓮田市総合振興計画」及び福祉分野の上位計画となる「蓮田市地域福祉計画」の障がい者福祉分野の計画として策定するものです。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（「障害者総合支援法」）に基づく「蓮田市障がい福祉計画」及び児童福祉法に基づく「蓮田市障がい児福祉計画」を一体的な計画として策定し、これらの計画を「かがやき はすだプラン」としています。

はすだしろうごうしんこうけいかく
蓮田市総合振興計画

はすだしちいきふくしけいかく しょう こうれい じどう いりよう ほけん
蓮田市地域福祉計画（障がい・高齢・児童・医療・保健）

かがやき はすだプラン（障がい者福祉分野）

はすだししょう しやきほんけいかく だい じ
蓮田市障がい者基本計画（第3次）

へいせい ねんど れいわ ねんど ねんかん
平成30（2018）年度から令和8（2026）年度までの9年間

はすだししょう ふくしけいかく だい き はすだししょう じふくしけいかく だい き
蓮田市障がい福祉計画（第7期）・蓮田市障がい児福祉計画（第3期）

れいわ ねんど れいわ ねんど ねんかん
令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間

計画の基本理念と基本方針

「みんなでつくる みんなで暮らせるまち」の基本理念と、3つの基本方針を設定し、施策を推進します。

基本理念

みんなでつくる みんなで暮らせるまち

基本方針1 地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進

基本方針2 暮らしやすい環境づくりの推進

基本方針3 健やかに暮らせる地域づくりの推進

柱（基本目標）の設定

基本理念の実現に取り組むため、7つの柱を掲げます。

なお、障がい（児）福祉計画の該当内容については、柱外の施策・事業展開とし、「障がい福祉サービス」及び「障がい児福祉サービス」「地域生活支援事業」等の事業量の見込みと確保の方策としています。

はしら

柱 1

福祉意識の醸成と支え合いの環境づくりの推進

障害者差別解消法の改正に伴い、「合理的配慮の提供」が事業者も義務化され、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」など「障がい」に対する理解がより一層求められます。市民や事業者、行政等関係機関への、「障がい」の理解促進・普及啓発、広報活動や、福祉教育の充実を図り、心のバリアフリーの推進を目指します。

また、身近な場所での福祉意識の醸成を図るため、学校等の教育部門や、地域活動を担う団体等と連携し、障がいの有無にかかわらず、社会参加が果たせる環境づくりに取り組みます。

● 柱 2

じょうほうていきょう そうだん けんりようごたいせい かくりつ
情報提供・相談、権利擁護体制の確立

しょう しゃ じょうほう しゅとくりよう い し そつう すいしん む しょう とくせい はいりょ い し そつうしえん
障がい者の情報の取得利用・意思疎通の推進に向け、障がい特性に配慮した意思疎通支援や
しえんしゃ ようせい しょう どうじしゃ じょうほうつうしんぎじゅつ かつようとう そくしん はか
支援者の養成、障がい当事者による ICT(情報通信技術)活用等の促進を図ります。

また、は す だ し しゅ わ げ ん ご じょう れ い も と い し そ つ う しゅ だ ん しゅ わ
蓮田市手話言語条例に基づき、意思疎通(コミュニケーション)の手段としての手話の
ふきゅうけいはつ はか
普及啓発を図ります。

さらに、まどぐち かんけいき かんどう そうだんしえん じゅうじつ けんりようごたいせい かくりつ はか ほうかつてき しえん
窓口や関係機関等での相談支援の充実と権利擁護体制の確立を図り、包括的な支援
にとり組みます。

きょうどうこうどうしょうがい こうじのうきのうしょうがい しょう しゃ てきせつ しえん
強度行動障害や高次脳機能障害がある障がい者にも、適切な支援ができるよう、ケースワ
カーのししつこうじょう つと じぎょうしょ とりくみ しえん
資質向上に努めるとともに、こうした事業所の取組を支援します。

● 柱 3

く ささ じゅうじつ
暮らしを支えるサービスの充実

す な ちいき あんしん く きばんせいび ひとり しょう しゃ
住み慣れた地域で安心して暮らすことができる基盤整備として、一人ひとりの障がい者に
てきせつ きょじょう ば かくほ ちいきせいかつ ささ しん ひつよう にゅうしよし せつとう かくじゅう
適切な居住の場の確保や、地域生活を支えるグループホーム、真に必要な入所施設等の拡充に
つと せいかつ ささ たよう きのう せいび はか
努めるとともに、生活を支える多様な機能の整備を図ります。

また、し せつ にゅうしよ ちいき じたく す つづ たいおう ざいたくし えん
施設入所せず、地域や自宅で過ごし続けたいというニーズへ対応するため、在宅支援の
じゅうじつ はか ちいきせいかつ いこう そくしん こうれいしやう しゃ かいご ぼう しゃかいさんか
充実を図り、地域生活への移行を促進します。高齢障がい者については、介護予防や社会参加の
とりくみ こうれいしやふくし ぶんや しさく れんけい きょうか じりつ せいかつ つづ
取組などの高齢者福祉分野の施策と連携を強化し、自立した生活を続けていくことができるよう
とりくみ す
に取組を進めます。

いっぼう こうれいしや かいご おこな しょう しゃ たい しえん もと どうよう こうれいしやふくし
一方、高齢者の介護を行う障がい者に対する支援も求められています。同様に、高齢者福祉
ぶんや れんけい きょうか かいご ふたん けいげん かだい
分野と連携を強化し、介護の負担を軽減していくことが課題となります。

● 柱 4

だれ はたら かつどう かんきょう すいしん
誰もが働きやすく、活動しやすい環境づくりの推進

たか しゅうろう たい じりつ せいかつ じつげん しゅうろうし えんたいせい じゅうじつ はか
高まる就労ニーズに対して、自立した生活を実現するため就労支援体制の充実を図るととも
に、じぎょうしゃとう しょう しゅうち しょうがいしやゆうせんちやうたつほう すいしん はんぱいりよくこうじやうとう しえん はか
事業者等へ障がいの周知、障害者優先調達法の推進や販売力向上等の支援を図ります。

その上で、うえ ふくしてきしゅうろう こうちんこうじやう しょう ふくし じぎょうしよ しつ こうじやう め ざ
福祉的就労の工賃向上や、障がい福祉サービスの質の向上を目指します。
は す だ し しゅ わ ろ う し え ん し ゃ く ば て い ち ゃ く む し ゃ う し ゃ く ご し え ん た い せ い こ う ち く は か
また、蓮田市就労支援センターとともに職場定着に向けた就職後の支援体制の構築を図り、
けいぞく しゅうろうかんきょう じりつ い じ そくしん
継続した就労環境と、自立の維持を促進します。

はしら ● 柱 5

こ せいちょう し えん 子どもの成長への支援

しょうがい児支援は早期発見・早期支援が重要であることから、乳幼児健康診査の活用など、母子保健事業及び児童福祉事業を推進し、療育の充実を図ります。

また、福祉と教育の連携を図ることで、児童と接する教職員の「障がい」への理解を深め、学校全体で適切なケアを行うことができる体制の整備に取り組みます。

その他、支援が必要な児童に対する医療的ケアや下校後の居場所の確保・療育支援を行う放課後等デイサービス等、障がい児とその家族を支える支援施策を展開します。

なお、本目標は「障がい児福祉計画」に位置づけられるものとなります。

はしら ● 柱 6

けんこう いりょうたいせい じゅうじつ 健康・医療体制の充実

障がいの重度化を予防するためには、普段からの健康管理や健康増進を促進し、健やかな心身を保ち続ける必要があることから、ニーズの高い医療分野と連携し、医療的ケア体制が必要な障がい者への支援等の充実を図ります。また、在宅支援、地域医療等地域生活を行う上で重要な地域包括ケア体制の構築を図ります。

精神保健医療福祉に関する法や制度改正に合わせて、適正な医療及び保護のための取組を推進し、地域への円滑な生活移行の促進と支援体制を整備します。

はしら ● 柱 7

あんしん あんぜん せいかつかんきょう せいび 安心・安全な生活環境の整備

本市では、地域で安心・安全に暮らすことのできる体制づくりに取り組んでおり、引き続き防災・防犯や災害時等における支援体制の整備・充実を図ります。

また、普段の生活を支障なく過ごすことができる環境づくりとして、バリアフリー等を推進し、公共施設等を中心に利用しやすい施設整備を図ります。



障がい(児)福祉計画について①

1. 「成果目標」と「障がい(児)福祉サービスの量の見込と確保策」

障がい(児)福祉計画では「成果目標」及び「障がい(児)福祉サービスの量の
見込と確保策」を定めています。

「成果目標」は、国・県が定める数量目標に基づく内容を記載し、「障がい(児)
福祉サービスの量の見込と確保策」は、本市のこれまでのサービス量の実績等に基づ
く計画期間におけるサービス量の見込と確保の方策を記載しています。

【主な成果目標】

○成果目標 施設入所者の地域生活への移行

- ・令和4年度末時点における施設入所者のうち、令和8年度末までに地域生活へ移行
する人数を4名(6%)以上とします。

○成果目標 地域生活支援の充実

- ・令和8年度末までに、埼玉北部地域自立支援協議会構成市町と連携し、複数のコー
ディネーターの配置を目指します。

○成果目標 福祉施設から一般就労への移行等

- ・令和8年度末までに就労支援事業所(移行、継続A型・B型)における一般就労者数
を年間21名以上とします。

○成果目標 障がい児支援の提供体制の整備等

- ・令和8年度末までに、埼玉北部地域自立支援協議会圏域に地域の中核的な機能を
有する児童発達支援センターを1か所設置することを目指します。

○成果目標 相談支援体制の充実・強化等

- ・埼玉北部地域自立支援協議会構成市町で設置した基幹相談支援センターを運営す
るとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを目指します。

○成果目標 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する
事項を実施する体制を強化することを目指します。



障がい(児)福祉計画について②

2. 施策・事業の体系

障がい(児)福祉計画の施策・事業の体系としては、「障がい福祉サービス」「障がい児福祉サービス」「地域生活支援事業」等に分別されます。地域生活支援事業は、障がい者が有する能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施し、障がい者の福祉の増進を図ることを目的としています。

【主な地域生活支援事業】

○理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がい者への理解を深めるための研修や啓発活動などを行い、今後も、より広く市民の理解を促すように継続して実施します。

○成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、権利擁護を図ることを目的として成年後見制度の利用を支援します。

○意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者、または利用者からの申請により、市登録の手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。

また、聴覚障がい者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

○日常生活用具給付等事業

日常生活を営む上で著しい障がいのある方に対し、排泄管理支援用具、入浴補助用具や視覚障がい者用拡大読書器等を給付しています。

○移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤・通学等、通年かつ長期にわたる外出等を除く）で、原則として1日8時間程度の範囲で用務を終えるものについて、外出支援を行います。

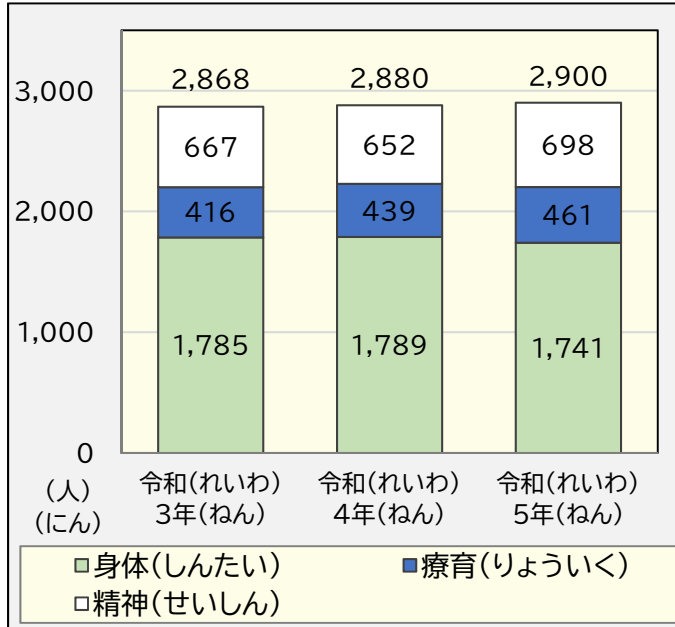
○訪問入浴サービス事業

自宅で入浴することが困難な65歳未満の寝たきりの心身障がい者（手帳所持者）の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、移動入浴車を派遣し入浴サービスを提供します。



障がい者に係る統計

本市における身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の総数（重複している者はそれぞれでカウント）は、令和3年以降増加傾向で推移しており、令和5年では2,900人となっています。



身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定められた障がいに該当する場合に交付されます。

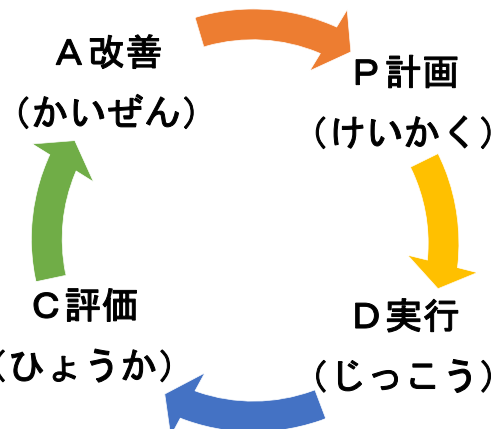
視覚障がい	1級～6級
聴覚障がい	2級～4級、6級
平衡機能障がい	3級、5級
音声・言語・そしゃく機能障がい	3級、4級
肢体不自由	1級～6級
内部障がい	1級～4級

出典：身体・療育は埼玉県総合リハビリテーションセンター（各年3月31日）
精神は埼玉県立精神保健福祉センター（各年3月31日）

計画の推進

本計画では、国の基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」としています。計画の推進にあたっては、これらの目標や指標を用い、PDCAサイクル（「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスに沿って実施していくことが重要です。

そのため、作成した計画については、定期的に進捗状況を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応を検討します。本市では蓮田市障がい者計画等策定委員会が、その審議の場となります。



かがやき はすだプラン【概要版】

発行年月 令和6年3月 発行編集 蓮田市 健康福祉部 福祉課

〒349-0193 埼玉県蓮田市大字黒浜2799番地1 TEL:048-768-3111(代表) FAX:048-765-1700